

しばたの男女共同参画通信

令和7年3月 Vol.11

■ 男女共同参画とは？

男女共同参画とは、英語で“gender equality (ジェンダーの平等)”といい、「男だから」「女だから」といった、性別の違いによる偏った考えにとらわれることなく、一人一人が自らの能力や個性を発揮でき、人として平等に認められていることをいいます。

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」とされています。(男女共同参画社会基本法第2条)

男女共同参画社会が実現すると、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会になり、家庭生活が充実し、職場に活気が溢れ、地域活動にも参画することで地域コミュニティが強化されます。

■ トピックス

「男女共同参画パネル・関連図書展示」を実施しました

令和6年11月12日～11月26日の期間、柴田町図書館で「男女共同参画パネル・関連図書展示」を実施しました。毎年11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動期間」のため、DVに関するパネルと図書を展示しました。目を引くパネルとあわせて関連図書を展示することで、多くの図書館利用者の印象に残り、町民の男女共同参画や暴力はその対象の性別を問わず決して許されるものではないという意識や理解が深まる機会となりました。



■ ひとりで悩まずに相談しましょう

生理の貧困への対応について

町では、金銭的な理由や知識・情報不足により生理用品を手にするのが困難な女性・女の子のために、学校・役場庁舎・公共施設に、相談につなげるための相談カードとあわせて生理用品を設置しています。



みやぎ男女共同参画相談室…男女共同参画に関する様々な悩みを相談できる窓口です。

※相談は無料です。(通話料はご負担ください。)

※一般相談・LGBT相談を面接相談で行う場合は、事前に予約が必要です。

●一般相談 TEL：022-211-2570

月曜日～金曜日(祝日・休日・LGBT相談時間を除く)
午前8時30分～午後4時45分

●LGBT相談 TEL：022-211-2570

毎月第2・4火曜日(祝日・休日を除く)
正午～午後4時

●法律相談 TEL：022-211-2570

毎月第4木曜日(祝日等の場合変動あり)
午後1時～午後4時30分
※事前予約制 女性弁護士が面接にて対応

●男性相談 TEL：022-211-2557

毎週水曜日(祝日・休日を除く)
正午～午後5時
※予約不要 男性相談員が対応

■身近な男女共同参画

家事時間の差

2021年に行われた社会生活基本調査にて、6歳未満の子どもがいる世帯における夫の家事関連時間は、1時間54分であることが分かりました。この調査における「家事関連時間」とは、「家事」、「育児」、「買い物」及び「介護・看護」に合計何分従事していたかを示しています。

(土日を含む週平均時間)

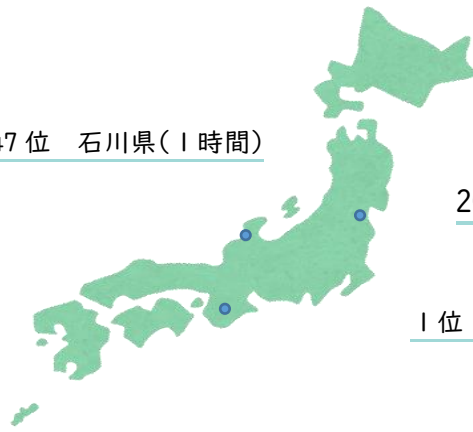
2001年調査時に比べて、夫の家事時間は増加傾向、妻の家事時間は減少傾向にありますが、まだまだその差は大きく、妻は夫の約4倍である7時間28分も家事に従事している結果となりました。

全国平均 1時間54分

47位 石川県(1時間)

20位 宮城県(1時間54分)

1位 奈良県(2時間35分)



総務省「令和3年社会生活基本調査 生活時間及び生活行動に関する結果」より作成

負担になりやすい家事

●時間のかかる家事

- 1位 料理・・・54.4%
- 2位 買い物・・・13.0%
- 3位 部屋の掃除・・・11.6%



●やりたくない家事

- 1位 料理・・・24.1%
- 2位 風呂、トイレ掃除・・・23.1%
- 3位 部屋の掃除・・・13.1%

Wolt Japan 株式会社「令和家庭の家事の時間の使い方に関する調査」より

あるインターネット調査によると、日常的に家事を行っている人にとって最も「時間のかかる家事」と「やりたくない家事」であるのは料理だそうです。家族の負担を減らせるよう、家事の分担についてご家庭で話し合ってみませんか。相手を思いやる心を持って、小さなことから男女共同参画の実現を目指しましょう。

■育児休業について

●育児休業

子が1歳(一定の場合は、最長で2歳)に達するまで(父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間)、申出により取得できる。

●産後パパ育休(出生時育児休業)

子の出生後8週間以内に4週間まで、2回に分割して取得できる。労使協定を締結した場合は、労働者が合意した範囲で休業中の就業も可能。

2022年10月から新たに創設された「産後パパ育休」を知っていますか。従来の育児休業制度とは別の制度で、子どもが生まれてから8週間以内に、4週間取得することができます。2回まで分割もできるため、これから育休の取得を考えている方は、パートナーの産後や退院時、職場復帰前後など、さまざまなタイミングに合わせて柔軟に活用しましょう。



育児・介護休業法に関するお問合せは、宮城県労働局雇用環境・均等室へ

TEL: 022-299-8844

